

報告書（案）に対する委員修正案等について

ページ	原 案	委 員 修 正 案 ・ 意 見	対 応 （案）
① 1 p 下 6 行	この問題の根底には、420haという広大な土地で長年にわたり山砂利採取が行われた跡地におけるこれまでの山砂利採取業者による埋戻しと管理の実態や行政の対応並びに将来にわたり地下水や環境を保全しつつ、 <u>どのような街づくりをしていくのかという具体的なビジョンが見えてこないこと</u> に対する住民の不安感があるものと思われる。	【修正理由：砂利採取の認可権者を明確することとビジョンについては既に東部丘陵地整備計画を策定しているため】 この問題の根底には、420haという広大な土地で長年にわたり <u>京都府知事の認可を受け山砂利採取が行われた跡地</u> におけるこれまでの山砂利採取業者による埋戻しと管理の実態や行政の対応並びに将来にわたり地下水や環境を保全しつつ、 <u>跡地利用が進まないこと</u> に対する住民の不安感があるものと思われる。（栗栖委員）	○原案どおりとする。 （説明） ・城陽市による街づくりのビジョンの必要性については、複数の委員から委員会で指摘されている。 ・「京都府知事の認可」については、「届出制」の期間と「認可制」の期間があり、修正案は正確でなく、全体の流れとして許認可庁についてここで明示する必要はない。

<p>② 3p下7行</p>	<p>平成16年3月から平成17年5月にかけて、再生土と称する建設汚泥処理物が10トンダンプ約16,300台分搬入されていたことが判明した。</p>	<p>【修正理由：再生土搬入の経緯を記載する。】 平成16年3月から平成17年5月にかけて、<u>山砂利採取の認可の権限を有する京都府の指導に基づき、砂利採取事業所により山砂利採取に伴う防災調整池の堰堤の補強等に使用する資材として、公社を通じて搬入する公共建設発生土や条例の許可の対象となる民間建設発生土とは異なる扱いで再生土と称する建設汚泥処理物が10トンダンプ約16,300台分搬入されていたことが判明した。</u> (栗栖委員)</p>	<p>○原案どおりとする。 (説明) ・砂利採取の認可の権限については京都府が有しているが、砂利採取地の場内で日常的に行われている堰堤、搬入路等の補修などは山砂利採取事業所の判断で行われるもので、砂利採取法に基づく京都府の指導の対象外である。 ・「資材であり条例の対象外」という城陽市の解釈には疑義があるとの意見が委員会で出されている。</p>
--------------------	--	---	--

<p>③ 9 p t. 8 行</p>	<p>また、砂利採取に伴い必要となる埋戻しについては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の審査対象であるが、条例では、砂利採取計画の知事への認可申請前に、市長と事前協議を行い、協定を締結することとされており、市長と協議が整った案件が知事へ認可申請されることとされている。</p>	<p>【修正理由：市の条例の事前協議における事前協議基準の事項ではない。】 また、砂利採取に伴い必要となる埋戻しについては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の審査対象である。<u>また、条例では、砂利採取計画の知事への認可申請前に、市長と事前協議を行い、協定を締結することとされており、市長と協議が整った案件が知事へ認可申請されることとされているが、事前協議基準の対象とはされていない。</u> (栗栖委員)</p>	<p>○原案どおりとする。 (説明) ・埋戻しについては、事前協議基準の対象か否かに関わらず、そもそも許可制とされている。</p>
-------------------------	---	---	---

<p>④ 9p上12行</p>	<p>なお、砂利採取計画の審査は、砂利採取法上は、災害防止の観点から行われることとされている。また、本件のように、事業者が堰堤、搬入路、法面等の補修を行う行為については、砂利採取法第17条に規定する採取計画に定めるべき事項に該当しないので、審査対象外とされている。</p>	<p>【修正理由：防災調整池の堰堤補強行為はまさに防災上の必要な行為と思われる。】 なお、砂利採取計画の審査は、砂利採取法上は、災害防止の観点から行われることとされている。<u>本件に関する防災調整池は災害の防止のための施設であり、補修行為については、指導対象としている。</u>(栗栖委員)</p>	<p>○原案どおりとする。 (説明) ・事業者が事業所内において日常的に行う補修行為については、砂利採取法逐条解説及び京都府砂利採取計画認可基準によると、砂利採取法第17条に規定する採取計画に定めるべき事項とはなっていない。</p>
---------------------	--	--	--

<p>⑤ 9p下14行</p>	<p>ただ、これに対しては、<u>再生土の搬入について山砂利採取事業者が条例に基づく城陽市の手続きを経ている事実が明らかとなったこととの整合性の問題や、そもそも土砂も埋戻しの「資材」であるので、「資材」についても現行条例で対応することは十分可能ではないかとの委員の意見も出されたところである。</u></p>	<p>【修正理由：再生土の搬入を条例で許可したことはなく誤解された記述である。】（左欄下線部分を削除） ただ、これに対しては、土砂も埋戻しの「資材」であるので、「資材」についても現行条例で対応することは十分可能ではないかとの委員の意見も出されたところである。（栗栖委員）</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。 （説明） ・条例で許可した計画と異なる行為が行われれば再生土が搬入されたのであれば、当然条例の改善命令の対象になるとの意見が委員会であった （修正案） ただ、これに対しては、<u>再生土が搬入された案件について、山砂利採取事業者が土砂の搬入に当たって条例に基づく城陽市の手続きを経ている事実が明らかとなったこととの整合性の問題や、そもそも土砂も埋戻しの「資材」であるので、「資材」についても現行条例で対応することは十分可能ではないかとの委員の意見も出されたところである。</u></p>
---------------------	--	---	--

<p>⑥ 10p下1行</p>	<p>埋戻し場所での目視検査を実施（平成19年<u>11</u>月から実施。ただし、<u>監視員は4名で、常時すべての埋戻し場所を監視する体制とはなっていない。</u>）</p>	<p>【修正理由：巡視員の名称や巡視方法を正確に記載する。】 埋戻し場所での目視検査を実施（平成19年<u>10</u>月から実施。<u>ただし、巡視員は4名で、埋戻し実施事業所を巡回して確認している。</u>）（栗栖委員）</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。 （説明） ・体制が不十分であるとの委員からの指摘があった。 （修正案） 埋戻し場所での目視検査を実施（平成19年<u>10</u>月から実施。ただし、<u>巡視員は4名で、埋戻し実施事業所を巡回して確認しているが、常時すべての埋戻し実施事業所を監視する体制とはなっていない。</u>）</p>
---------------------	---	--	---

<p>⑦ 12p下4行</p>	<p>さらに、委員会の議論の中では、城陽市の東部丘陵地がその姿を変えるほど、山砂利採取が長期間にわたり行われていることが、将来にわたる不安感につながっていると考えられるとの意見があった。住民の不安感を払拭するためには、防災面だけでなく、地下水、環境の保全を含む総合的で具体的な地域計画を住民にわかりやすく示すことが必要である。</p>	<p>【修正理由：砂利採取認可権者を明確にする。市では既に東部丘陵地整備計画を策定していることを記載する。】 さらに、委員会の議論の中では、城陽市の東部丘陵地がその姿を変えるほど、山砂利採取が<u>京都府知事の認可を受け</u>、長期間にわたり行われていることが、将来にわたる不安感につながっていると考えられるとの意見があった。住民の不安感を払拭するためには、<u>平成19年5月に策定された「東部丘陵地整備計画」の早期の具体化が必要である。</u>(栗栖委員)</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。 (説明) ・「東部丘陵地整備計画」は環境面での計画がないこと、再生土搬入後に作成された計画にもかかわらず、そのことが一切触れられてないことから、不十分であるとの意見が委員会であった。 (修正案) 「…示すことが必要であるとする意見が出された。」</p>
---------------------	---	---	---

<p>⑧ 16p上2行</p>	<p>なお、城陽市において、街づくりや水源保全等の観点、あるいは住民の福祉の増進を図るという観点から、<u>平成19年10月に起きた不法投棄事件に対し城陽市が公社に対して行った対応策のように、本件においても必要な範囲に限定して撤去を含む行政指導を行い、事業者の同意が得られれば、これを行うことが可能であることを付言する。</u></p>	<p>【修正理由：市が公社に対して行なった対応は搬入された産業廃棄物に対する措置ではないので性質が異なるものである。】</p> <p>なお、本件においても再生土が搬入された経過を明らかにした上で、必要な範囲に限定して撤去を含む行政指導を行い、事業者の同意が得られれば、これを行うことが可能であることを付言する。</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府は覆土の行政指導を行っており、委員会としては、その行政指導は妥当であると評価している。 ・城陽市も行政指導の主体として行政指導を行うことは可能であるとの意見が委員会であった。 ・城陽市の委員から度々撤去の方法が検討できないかという意見があった。 <p>(修正案)</p> <p>なお、城陽市において、街づくりや水源保全等の観点、あるいは住民の福祉の増進を図るという観点から、必要な範囲に限定して撤去を含む行政指導を行い、事業者の同意が得られれば、これを行うことが可能であることを付言する。</p>
---------------------	--	---	---

<p>⑨ 16p下17行</p>	<p>今後、山砂利採取業者、近畿砂利協同組合、公社、城陽市、同市議会、京都府等が対策検討会議を設け、現地・現場を踏まえた対応策を早急に打ち出し、確実に実行することが重要である。</p> <p>①城陽山砂利採取地整備公社が・ ・ ②山砂利採取事業者が・ ③城陽市が・ ④京都府が・</p>	<p>【修正理由：既に既存の組織として「山砂利対策連絡協議会」や「京都府山砂利対策推進行政連絡会」が組織されており、あえて新しい組織を設ける必要はなく、既存組織で対応が可能と考える。本件の原因となった山砂利採取に関する権限の大きい組織から記載する。】</p> <p>今後、<u>京都府、城陽市、公社及び近畿砂利協同組合</u>が、現地・現場を踏まえた対応策を早急に打ち出し、確実に実行することが重要である。</p> <p>①京都府が・ ②城陽市が・ ③城陽山砂利採取地整備公社が・ ④山砂利採取事業者が・（栗栖委員）</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存組織では十分な対応ができていないという委員回の意見を踏まえ、検討会議の設置を提案しているものである。 ・関係者の順序は、現地・現場に近く、直接事業に関わる主体者の順とする。 <p>（改正案）</p> <p>今後、山砂利採取業者、近畿砂利協同組合、公社、城陽市、同市議会、京都府等が対策検討会議を設け、現地・現場を踏まえた対応策を早急に打ち出し、確実に実行することが重要である。</p> <p>①山砂利採取事業者が・ ②城陽山砂利採取地整備公社が・ ③城陽市が・ ④京都府が・</p>
----------------------	---	--	--

<p>⑩ 16p下11行</p>	<p>公社においては、城陽市東部丘陵地区における埋立による<u>まちづくりの整備</u>という設立の趣旨に基づき適切な事業推進に努めるとともに、埋立事業を適正・的確に進めるため検査・監視に万全を期す必要がある。</p>	<p>【修正理由：公社の設立趣旨を正確に表現する。修復に関して指導権限がある林地開発の許可権限のある組織を明記する。】</p> <p>公社においては、城陽市東部丘陵地区における埋立による<u>山砂利採取跡地の修復</u>という設立の趣旨に基づき、<u>林地開発の許可権限を有する京都府の指導の下</u>、適切な事業推進に努めるとともに、埋立事業を適正・的確に進めるため監視に万全を期す必要がある。（栗栖委員）</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府の公社に対する指導については、「林地開発の許可権限」という観点から行うものではなく、公益法人の適正な運営等総合的な観点から行うべきものである。 ・京都府の公社に対する指導については「④京都府が講ずべき方策について」で記述している。 <p>（改正案）</p> <p>公社においては、城陽市東部丘陵地区における埋立による<u>山砂利採取跡地の修復</u>という設立の趣旨に基づき適切な事業推進に努めるとともに、埋立事業を適正・的確に進めるため検査・監視に万全を期す必要がある。</p>
----------------------	---	--	--

<p>⑪ 16p下2行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監視所を設置した出入口以外に外部から埋戻し場所へ進入できないようにすること。 ・休日や受入時間外に埋戻し場所に進入できないよう措置すること。 	<p>【修正理由：搬入システムの抜本的見直しによっては、監視所の数を減らすこともありえるので、そうなると砂利採取業が継続されている中においては事実上不可能なこととなる。】</p> <p>削除（栗栖委員）</p>	<p>○17ページ下から5行に次の改正案を追加する。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会において発言があった意見等をまとめた提案である。 ・実現可能性も含め、具体的にどのような対策をとるかは公社が判断することであるので、委員会としての提案であることを明確にする。 <p>（改正案）</p> <p>…構築することが何よりも重要である。</p> <p>当委員会としては、次のとおり提案するが、より現場に則した対応策がとられることを期待する。</p>
---------------------	--	---	--

<p>⑫ 18p上3行</p>	<p>・場内管理の徹底</p>	<p>実効性を確保するため、「・場内管理の徹底」の次に、次の文章を追加する。 「また、こうした事項について実施計画を作成の上、公社に提出するなど、実効性ある取組を望む。」(山内委員)</p>	<p>○修正案とおりとする。 (説明) ・提案した改善の実効性を確保するために有効な対策である。</p>
---------------------	-----------------	---	--

<p>⑬ 18p上15行</p>	<p>京都府においては、砂利採取法等所管する関係法令に基づき、広域振興局、土木事務所、保健所等関係機関が、城陽市と連携して監視を行っているが、法に基づく罰則規定の厳格な適用など一層的確に対応する必要がある。また、公社がその設立趣旨に基づき適切に事業推進を図るよう、公社の業務の監督・指導を行う必要がある。</p> <p>併せて、住民の安心・安全を一層確保するために、土砂等による埋立についての規制について、条例化も含め検討すべきである。</p>	<p>【修正理由：京都府の砂利採取認可の権限を有する行政庁としての責任を明記するとともに公社の体制強化策を具体的に記載する】</p> <p>京都府においては、砂利採取法等所管する関係法令に基づき、広域振興局、土木事務所、保健所等関係機関が、城陽市と連携して監視を行っているが、法に基づく罰則規定の厳格な適用など一層的確に対応する必要がある。<u>とりわけ城陽市の東部丘陵地の姿が大きく変貌する原因となった砂利採取の認可権限を有する行政庁としての責任を重く認識し、住民の安心・安全を一層確保するために、主体的に埋戻し事業に関わり、まず、土砂等による埋立についての規制について、条例化を進めるべきである。</u></p> <p>また、公社がその設立趣旨に基づき適切に事業推進を図るよう、<u>京都府からも公社に職員を派遣し公社の体制を強化し、公社の業務の監督・指導を行う必要がある。</u>(栗栖委員)</p>	<p>○修正案を踏まえ、次のとおり改正する。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府の権限を明確にする。 ・公社への職員派遣については、委員会で議論されていない。 <p>(修正案)</p> <p>京都府においては、<u>東部丘陵地の姿が大きく変貌する原因となった山砂利採取業者による砂利採取や森林開発を所管する行政庁として、関係法令に基づき、広域振興局、土木事務所、保健所等関係機関が、城陽市と連携して監視を行っているが、法に基づく罰則規定の厳格な適用など一層的確に対応する必要がある。また、公社がその設立趣旨に基づき適切に事業推進を図るよう、公社の業務の監督・指導を行う必要がある。</u></p> <p>併せて、住民の安心・安全を一層確保するために、土砂等による埋立についての規制について、条例化も含め検討すべきである。</p>
----------------------	--	---	--

<p>⑭ 18p下11行</p>		<p>近畿は、他地区に比べ、骨材となる砂・砂利資源の乏しい地区である。また、建設発生土その他の建設副産物の処分地は全国的に不足しているが、近畿においても、頼りとしてきた大阪湾フェニックス事業が間もなく終了することから、深刻な状況になりつつある。その中で、城陽市東部丘陵地は、近畿では貴重な天然砂の採取地であり、また建設発生土の処分地でもある。故に、砂の採取と土の処分がこの地に集中し、早急な埋め戻しが必要なまでに砂を採取しすぎ、また大量の建設発生土に紛れて不良な土のみならず、がれき類も入り込みやすいという環境になってしまった。</p> <p>今回の一連の問題は、第一に、それらに直接かかわった人達の責任であることに間違いはないが、この地に砂の採取と土の処分を期待した者すべてが責任を感じるべきことである。再発防止には、近畿における骨材資源不足および建設副産物処分地不足の解消が不可欠であり、それに向け、城陽市、京都府のみならず、国土交通省を始めとする関係行政機関、関係業界による早急かつ効果的な対策を強く望みたい。(山田委員)</p>	<p>○御意見を踏まえ18ページ下から12行目に改正案を追加する。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏としての広域的な検討も必要である。 <p>(改正案)</p> <p>なお、今回の問題の背景には、城陽市東部丘陵地が、近畿では貴重な天然砂の採取地であり、また建設発生土の処分地でもあることがあげられる。このため、建設発生土の抑制や広域的な処理のあり方について検討する必要がある、それに向け、地元業者や地元自治体のみならず、国土交通省を始めとする関係行政機関、関係業界による効果的な対策が必要であると考えられる。</p>
----------------------	--	--	--

<p>⑮ 18p下3行</p>	<p>地下水の涵養</p>	<p>委員会での議論は、地下水の涵養を問題にしたのではなく、地下水涵養源として、「山砂利採取地を含む地域の、地下水涵養源としての環境保全」の重要性を指摘したもので、「地下水涵養源の環境保全」とすべき。</p>	<p>○修正案のとおりとする。 (説明) ・山砂利採取地が地下水の涵養源であるということを正確に表現する。</p>
<p>19p上14行</p>	<p>地下水の涵養、保全</p>	<p>「地下水の保全、地下水涵養源の環境保全」</p>	
<p>19p上21行</p>	<p>地下水の涵養、保全の観点</p>	<p>「地下水の保全並びに地下水涵養源を保全する観点」(森澤委員)</p>	